

# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年9月30日金曜日 第2306号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立自然公園条例施行規則及び愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則..... 795  
愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... 796

### 告 示

廃川敷地等の発生..... 812  
公共測量の実施の通知..... 812  
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 812  
土地改良区役員の就退任の届出..... 812

### 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 813

### 公 告

人事行政の運営等の状況の公表..... 814  
技能検定の合格者..... 852

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 859

### 公営企業公告

医療機器の購入..... 859

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第36号

愛媛県立自然公園条例施行規則及び愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年9月30日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県立自然公園条例施行規則及び愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(愛媛県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県立自然公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(16)の15 省略 (16)の16 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。 (16)の17～(33) 省略	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(16)の15 省略 (16)の16 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。 (16)の17～(33) 省略

(愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別地区内における許可等を要しない行為) 第18条 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) 省略 (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの ア～ク 省略	(特別地区内における許可等を要しない行為) 第18条 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) 省略 (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの ア～ク 省略

ケ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律  
 \_\_\_\_\_（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環  
 境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。  
 コ～シ 省略  
 (8)～(13) 省略

ケ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関す  
 る法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環  
 境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。  
 コ～シ 省略  
 (8)～(13) 省略

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

○愛媛県規則第37号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（沿岸漁業改善資金の貸付け）</p> <p><b>第1条</b> 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、<u>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律</u>（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律</u>（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令</u>（平成23年政令第15号）、<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則</u>（平成23年農林水産省令第7号）及び<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件</u>（平成23年農林水産省告示第608号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）、農商工等連携促進法第11条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の貸付け）</p> <p><b>第1条</b> 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）<u>並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律</u>（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）</p> <p>_____に定めるもののほか、この規則に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）<u>及び農商工等連携促進法第11条第1項に規定する認定中小企業者</u>（以下「認定中小企業者」という。）</p>





<p>その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>	<p>略 3 発光ダイオード式集魚灯の設置費用</p>	<p>船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき24,000,000円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき1,200,000円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき13,000,000円)</p>	<p>置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)</p>	<p>その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</p>	<p>略</p>	<p>船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき24,000,000円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき1,200,000円)</p>	<p>置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条____の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)</p>
<p>5 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。)又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>1・2 省略 3 餌料の購入費用</p>	<p>省略</p>	<p>4年以内(据置期間2年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条又は六次産業化法第11条の場合にあつては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の場合にあつては5年以内(据置期間2年以内を含む。)</p>	<p>5 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。)又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>1・2 省略 3 餌料の購入費用</p>	<p>省略</p>	<p>4年以内(据置期間2年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条____の場合にあつては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の場合にあつては5年以内(据置期間2年以内を含む。)</p>
<p>6 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、</p>	<p>6 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条____の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、</p>

<p>式の導入 (当該漁業 生産方式の 導入と併せ 行う水産物 の合理的な 加工方式の 導入を含 む。)を行 うために必 要な機器等 の購入又は 設置に必要 な資金</p>			<p>バイオ燃料法 第10条の場合 にあつては12 年以内(据置 期間3年以内 を含む。)</p>	<p>式の導入 (当該漁業 生産方式の 導入と併せ 行う水産物 の合理的な 加工方式の 導入を含 む。)を行 うために必 要な機器等 の購入又は 設置に必要 な資金</p>			<p>バイオ燃料法 第10条の場合 にあつては12 年以内(据置 期間3年以内 を含む。)</p>
<p>7 農林水産 大臣が定め る基準に基 づき、漁場 の保全に関 する取決め を締結して 養殖業の生 産行程を総 合的に改善 する漁業生 産方式の導 入を行うた めに必要な 機器等(資 材を含む。) の購入又は 設置に必要 な資金</p>	<p>漁場の保全 に関する取 組に基づ き、養殖密 度を適正化 し、<u>投餌</u>の 内容、量又 は方法を改 善し、及び 漁網防汚剤 その他の薬 品の使用を 適正化する 場合におけ る次に掲げ る費用 1 養殖漁 場環境の 悪化防止 を目的と して<u>投餌</u> の内容、 量又は方 法の改善 を行うの に必要な 造粒機、 <u>自動給餌</u> 機、飼料 倉庫等の 購入費用 又は設置 費用 2 省略 3 1又は 2に規定 する機器 等の購入</p>	<p>省略</p>	<p>10年以内(据 置期間3年以 内を含む。) 。ただし、農商 工等連携促進 法第13条又は <u>六次産業化法</u> 第11条の場合 にあつては12 年以内(据置 期間5年以内 を含む。)、 バイオ燃料法 第10条の場合 にあつては12 年以内(据置 期間3年以内 を含む。)</p>	<p>7 農林水産 大臣が定め る基準に基 づき、漁場 の保全に関 する取決め を締結して 養殖業の生 産行程を総 合的に改善 する漁業生 産方式の導 入を行うた めに必要な 機器等(資 材を含む。) の購入又は 設置に必要 な資金</p>	<p>漁場の保全 に関する取 組に基づ き、養殖密 度を適正化 し、<u>投餌</u>の 内容、量又 は方法を改 善し、及び 漁網防汚剤 その他の薬 品の使用を 適正化する 場合におけ る次に掲げ る費用 1 養殖漁 場環境の 悪化防止 を目的と して<u>投餌</u> の内容、 量又は方 法の改善 を行うの に必要な 造粒機、 <u>自動給餌</u> 機、飼料 倉庫等の 購入費用 又は設置 費用 2 省略 3 1又は 2に規定 する機器 等の購入</p>	<p>省略</p>	<p>10年以内(据 置期間3年以 内を含む。) 。ただし、農商 工等連携促進 法第13条____ ____の場合 にあつては12 年以内(据置 期間5年以内 を含む。)、 バイオ燃料法 第10条の場合 にあつては12 年以内(据置 期間3年以内 を含む。)</p>







	れを承継することが見込まれる者については、対象としない。		
--	------------------------------	--	--

	れを承継することが見込まれる者については、対象としない。		
--	------------------------------	--	--

4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後平成28年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項の表第1号の項償還期間の欄、同表第2号の項同欄、同表第3号の項同欄及び同表第4号の項同欄	7年	10年
	1年	4年
	9年	12年
	3年	6年
第1項の表第5号の項償還期間の欄	4年	7年
	2年	5年
	5年	8年
	3年	6年
第1項の表第6号の項償還期間の欄及び同表第7号の項同欄	10年	13年
	3年	6年
	12年	15年
	5年	8年
第1項の表第8号の項償還期間の欄	5年	8年
	1年	4年
第1項の表第9号の項償還期間の欄	2年	5年
	5年	8年
第1項の表第10号の項償還期間の欄	5年	8年
	1年	4年
第1項の表第11号の項償還期間の欄及び同表第12号の項同欄	5年	8年
第1項の表第13号の項償還期間の欄	5年	8年
	1年	4年
第2項の表第1号の項償還期間の欄	3年	6年
	2年	5年
第2項の表第2号の項償還期間の欄	7年	10年
第2項の表第3号の項償還期間の欄	3年	6年
第3項の表第1号の項償還期間の欄	5年	8年
	1年	4年

第3項の表第2号の項償還期間 の欄	5年	8年
第3項の表第3号の項償還期間 の欄	10年	13年
	3年	6年
	12年	15年

(貸付金の合計額の限度)

**第3条** 一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者  
ごとの貸付金の合計額の限度は、5,000万円とする。ただし、知  
事が特別の理由があると認めるときは、その認められた額とする。

(借受資格)

**第5条** 沿岸漁業改善資金の借受者たる資格を有するものは、次  
に掲げるものであつて、各資金の種類に属する貸付けの内容  
に係る事業等を適正に実施することが見込まれるものとして貸付  
基準に定めるものとする。

(1)~(3) 省略

(4) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号八に規定する措置を  
行う認定中小企業者又は六次産業化法第5条第4項第3号に規  
定する措置を行う促進事業者であつて、次のいずれにも該当し  
ないもの

ア~オ 省略

2 前項に規定する借受者たる資格を有するもの(同項第4号に掲  
げるものを除く。)のうち、法人格のない団体にあつては、次  
に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1)~(3) 省略

(連帯保証人又は担保)

**第6条** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、連帯  
保証人を立てなければならない。ただし、知事がやむを得ないと  
認める場合は、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

2 前項本文の場合において、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けよ  
うとするものが前条第1項第2号に掲げる団体又は認定中小企業  
者若しくは促進事業者(団体であるものに限る。)であるとき  
は、その構成員のうち、当該貸付けによつて受益するもの(その  
ものが特定されない場合にあつては、当該団体の理事等)が当該  
団体の連帯保証人となるものとする。

3 省略

4 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合  
は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたものに対し連帯保証人の  
追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることがあ  
る。

5 省略

(貸付けの申請)

**第7条** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、沿岸  
漁業改善資金貸付申請書(様式第1号。以下「貸付申請書」とい  
う。)に沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書(様式第2号)  
(農商工等連携促進法第2条第4項に規定する農商工等連携事業  
にあつては農商工等連携  
促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、パ  
イオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつては  
パイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画  
を、六次産業化法第3条第4項に規定する総合化事業にあつては  
六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を

(貸付金の合計額の限度)

**第3条** 一沿岸漁業従事者等及び一認定中小企業者  
ごとの貸付金の合計額の限度は、5,000万円とする。ただし、知  
事が特別の理由があると認めるときは、その認められた額とする。

(借受資格)

**第5条** 沿岸漁業改善資金の借受者たる資格を有する者は、次の  
各号に掲げる者であつて、各資金の種類に属する貸付けの内容  
に係る事業等を適正に実施することが見込まれる者として貸付  
基準に定めるものとする。

(1)~(3) 省略

(4) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号八に規定する措置を  
行う認定中小企業者  
であつて、次のいずれにも該当し  
ないもの

ア~オ 省略

2 前項に規定する借受者たる資格を有する者  
のうち、法人格のない団体にあつては、次の  
各号に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1)~(3) 省略

(連帯保証人又は担保)

**第6条** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、連帯  
保証人を立てなければならない。ただし、知事がやむを得ないと  
認める場合は、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

2 前項本文の場合において、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けよ  
うとする者が前条第1項第2号に掲げる団体  
であるとき  
は、その構成員のうち、当該貸付けによつて受益する者(その  
者が特定されない場合にあつては、当該団体の理事等)が当該  
団体の連帯保証人となるものとする。

3 省略

4 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合  
は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者に対し連帯保証人の  
追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることがあ  
る。

5 省略

(貸付けの申請)

**第7条** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、沿岸  
漁業改善資金貸付申請書(様式第1号。以下「貸付申請書」とい  
う。)に沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書(様式第2号)  
(農商工等連携促進法第2条第4項に規定する農商工等連携事業  
(以下「農商工等連携事業」という。)にあつては農商工等連携  
促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、パ  
イオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつては  
パイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画  
を

む。)その他知事が必要と認める書類を添え、そのもの(認定中小企業者又は促進事業者の場合にあつては、その支援する  
 \_\_\_\_\_沿岸漁業従事者等)の住所地(法人格のない団体の場合にあつては、当該団体の主たる事務所の所在地)をその地区区内を含む漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)及び所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、貸付けを受けようとするものが漁業協同組合若しくは漁業生産組合であるとき、又は貸付申請書を漁業協同組合を経由して提出することができないものであるときは、地方局長を経由して知事に提出するものとする。

2・3 省略

(貸付けの決定)

第8条 省略

2 知事は、前項の規定に基づき、貸付けの決定を行ったときは貸付申請書を提出したものの(以下「貸付申請者」という。)に沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則(昭和54年愛媛県規則第83号)第2条に規定する愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下「県信漁連」という。)に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書(様式第4号)を送付し、貸付けをしない旨の決定を行ったときはその旨を貸付申請者、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に通知するものとする。

(貸付金の交付及び貸付対象事業の着手)

第10条 省略

2 貸付金の交付を受けたもの(以下「借受者」という。)は、貸付金の交付前に当該貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)に着手してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事業実施報告書等)

第11条 省略

2・3 省略

4 第2項の場合において、借受者が第2条第1項の表第1号、第3号、第4号及び第9号から第11号まで、同条第2項の表第3号並びに同条第3項の表第3号に掲げる資金の借受者であつて、当該貸付けについて、次の表の左欄に掲げる貸付けの条件のいずれかに該当する条件を付されているものであるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。ただし、検査官の合格を証する成績表の写しをもつてこれに代えることができる。

省略

(支払の猶予の決定)

第13条 省略

2 知事は、前項の規定に基づき、支払の猶予の決定を行ったときは支払猶予申請書を提出したものの(以下「猶予申請者」という。)に沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書(様式第8号)を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書(様式第9号)を送付し、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を猶予申請者、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に通知するものとする。

む。) \_\_\_\_\_を添え、その者(認定中小企業者 \_\_\_\_\_ の場合にあつては、農商工等連携事業を連携して実施する沿岸漁業従事者等)の住所地 \_\_\_\_\_をその地区区内を含む漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)及び所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、貸付けを受けようとする者が漁業協同組合若しくは漁業生産組合であるとき、又は貸付申請書を漁業協同組合を経由して提出することができないものであるときは、地方局長を経由して知事に提出するものとする。

2・3 省略

(貸付けの決定)

第8条 省略

2 知事は、前項の規定に基づき、貸付けの決定を行ったときは貸付申請書を提出した者(以下「貸付申請者」という。)に沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則(昭和54年愛媛県規則第83号)第2条に規定する愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下「県信漁連」という。)に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書(様式第4号)を送付し、貸付けをしない旨の決定を行ったときはその旨を貸付申請者、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に通知するものとする。

(貸付金の交付及び貸付対象事業の着手)

第10条 省略

2 貸付金の交付を受けた者(以下「借受者」という。)は、貸付金の交付前に当該貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)に着手してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事業実施報告書等)

第11条 省略

2・3 省略

4 第2項の場合において、借受者が第2条第1項の表第1号、第3号、第4号及び第9号から第11号まで、同条第2項の表第3号並びに同条第3項の表第3号に掲げる資金の借受者であつて、当該貸付けについて、次の表の左欄に掲げる貸付けの条件のいずれかに該当する条件を付されている者 \_\_\_\_\_であるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。ただし、検査官の合格を証する成績表の写しをもつてこれに代えることができる。

省略

(支払の猶予の決定)

第13条 省略

2 知事は、前項の規定に基づき、支払の猶予の決定を行ったときは支払猶予申請書を提出した者(以下「猶予申請者」という。)に沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書(様式第8号)を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書(様式第9号)を送付し、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を猶予申請者、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に通知するものとする。

3 省略

様式第1号(第7条関係) 沿岸漁業改善資金貸付申請書

省略																
償還計画		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	月日	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
省略																

注 省略

様式第2号(第7条関係) 沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書

様式第2号(その1)

省略	
総括表	<p>記載要領 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、申請者の氏名又は名称欄に支援する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。</p>
省略	

注 1・2 省略

3 次の書類(申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、(2)の書類を除く。)を添付すること。ただし、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項の表第8号から第12号までに掲げる資金の場合には、(2)の書類は、添付を省略することができる。

- (1) 省略
- (2) 収支計画書(別紙1)及び償還計画書(別紙2)

別紙1 収支計画書

省略						
漁業部門		最近1年間 (年度)	今後の予想			
			年度	年度	年度	
	収入	販売額(A)	千円	千円	千円	千円
	支出	省略 餌料費 省略 省略 省略				
	省略					
経常損益(C + D + E = F)		省略				

注 差引損益の額は償還計画書(別紙2)の漁業部門差引損益(C)

3 省略

様式第1号(第7条関係) 沿岸漁業改善資金貸付申請書

省略													
償還計画		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	月日	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
省略													

注 省略

様式第2号(第7条関係) 沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書

様式第2号(その1)

省略	
総括表	<p>記載要領 申請者が認定中小企業者_____の場合は、申請者の氏名又は名称欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。</p>
省略	

注 1・2 省略

3 次の書類(申請者が認定中小企業者\_\_\_\_\_の場合は、(2)の書類を除く。)を添付すること。ただし、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条第1項の表第8号から第12号までに掲げる資金の場合には、(2)の書類は、添付を省略することができる。

- (1) 省略
- (2) 収支計画書(別紙\_\_\_\_\_)

別紙\_\_\_\_\_

省略						
漁業部門		最近1年間 (年度)	今後の予想			
			年度	年度	年度	
	収入	水揚げ高	千円	千円	千円	千円
	支出	省略 餌料費 省略 沿岸漁業改善資金償還金 省略 省略				
	省略					
経常損益(C + D + E)		省略				

の額と、経常損益の額は償還計画書（別紙2）の経常損益(F)の額と、それぞれ一致すること。

別紙2 償還計画書

償還計画書					
沿岸漁業改善資金償還金(G)		千円	千円	千円	千円
償還財源	漁業部門差引損益(C)				
	経常損益(F)				
漁業部門減価償却費(H)					
差引余裕金(C + H - G)					
差引余裕金(F + H - G)					

注 漁業部門差引損益の額は収支計算書（別紙1）の差引損益(A - B = C)の額と、経常損益の額は収支計算書（別紙1）の経常損益(C + D + E = F)の額と、それぞれ一致すること。

様式第2号（その2）

省略			
総括表	省略		
	内訳	省略	
		餌料の購入	餌料の種類
		省略	
	省略		
記載要領 1 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、申請者の氏名又は名称欄に支援する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。 2 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、支援する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。 3・4 省略			
省略			

注 1・2 省略  
3 様式第2号（その1）の収支計画書（別紙1）及び償還計画書（別紙2）を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、添付を要しない。

様式第2号（その3）

省略		
総括表	記載要領 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、申請者の氏名又は名称欄に支援する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。	
	実施計画	1 資源管理措置
		(2) 省略

様式第2号（その2）

省略			
総括表	省略		
	内訳	省略	
		餌料の購入	餌料の種類
		省略	
	省略		
記載要領 1 申請者が認定中小企業者_____の場合は、申請者の氏名又は名称欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。 2 申請者が認定中小企業者_____の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。 3・4 省略			
省略			

注 1・2 省略  
3 様式第2号（その1）別紙の収支計画書\_\_\_\_\_を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者\_\_\_\_\_の場合は、添付を要しない。

様式第2号（その3）

省略		
総括表	記載要領 申請者が認定中小企業者_____の場合は、申請者の氏名又は名称欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。	
	実施計画	1 資源管理措置
		(2) 省略

2 低利 用・未利 用資源の 開発及び 利用	(1) 低利用・未利用資源の開発及び利用の内容	省略
	記載要領 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、支援する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。	
	(2) 省略	
3 付加価 値向上	(1) 活魚 出荷を 行う場 合	ア 活魚出荷の内容
		省略
		記載要領 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、支援する沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者又は促進事業者のそれぞれの取組内容を記載すること。
		イ 省略
	(2) 加工 を行う 場合	ア 加工の内容
		省略
記載要領 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、支援する沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者又は促進事業者のそれぞれの取組内容を記載すること。		
	イ 省略	
省略		

注 1・2 省略

3 資源管理に関する取決めの写し並びに様式第2号(その1)の収支計画書(別紙1)及び償還計画書(別紙2)を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、同様式(その1)の収支計画書(別紙1)及び償還計画書(別紙2)の添付を要しない。

様式第2号(その4)

省略	
総括表	省略
	記載要領 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、申請者の氏名又は名称欄に支援する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。
実施計画	1 漁場環境適正化管理の内容
	省略
	記載要領 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、支援する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。
2 養殖漁場環境の	(1) 投餌の内容、量又は方法の改善の内容
	現在の投餌の状況

2 低利 用・未利 用資源の 開発及び 利用	(1) 低利用・未利用資源の開発及び利用の内容	省略
	記載要領 申請者が認定中小企業者_____の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。	
	(2) 省略	
3 付加価 値向上	(1) 活魚 出荷を 行う場 合	ア 活魚出荷の内容
		省略
		記載要領 申請者が認定中小企業者_____の場合は、連携する沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者_____のそれぞれの取組内容を記載すること。
		イ 省略
	(2) 加工 を行う 場合	ア 加工の内容
		省略
記載要領 申請者が認定中小企業者_____の場合は、連携する沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者_____のそれぞれの取組内容を記載すること。		
	イ 省略	
省略		

注 1・2 省略

3 資源管理に関する取決めの写し及び様式第2号(その1)別紙の収支計画書\_\_\_\_\_を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者\_\_\_\_\_の場合は、同様式(その1)別紙の収支計画書\_\_\_\_\_の添付を要しない。

様式第2号(その4)

省略	
総括表	省略
	記載要領 申請者が認定中小企業者_____の場合は、申請者の氏名又は名称欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。
実施計画	1 漁場環境適正化管理の内容
	省略
	記載要領 申請者が認定中小企業者_____の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。
2 養殖漁場環境の	(1) 投餌の内容、量又は方法の改善の内容
	現在の投餌の状況

悪化防止 措置	改善後の投餌 <sup>じ</sup> の状況	
	記載要領 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、支援する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。	
	(2) 投餌 <sup>じ</sup> の内容、量又は方法の改善に必要な機器等	
	省略	
3 養殖魚の安全性の確保措置	(1) 薬品又は漁網防汚剤の使用の適正化の内容	
	省略	
	記載要領 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、支援する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。	
	(2) 薬品又は漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等	
	省略	
	記載要領 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、支援する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。	
4 省略		
省略		

注1～3 省略

4 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し並びに様式第2号(その1)の収支計画書(別紙1)及び償還計画書(別紙2)を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、同様式(その1)の収支計画書(別紙1)及び償還計画書(別紙2)の添付を要しない。

様式第2号(その5)～(その8) 省略

様式第2号(その9)

省略			
総括表	省略		
	内訳	省略	
		餌料の購入	餌料の種類
		省略	
	省略		
省略			

注1～5 省略

6 様式第2号(その1)の収支計画書(別紙1)及び償還計画書(別紙2)を添付すること。

様式第2号(その10)

省略			
総括表	省略		
	内訳	省略	
		餌料の購入	餌料の種類

悪化防止 措置	改善後の投餌 <sup>じ</sup> の状況	
	記載要領 申請者が認定中小企業者_____の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。	
	(2) 投餌 <sup>じ</sup> の内容、量又は方法の改善に必要な機器等	
	省略	
3 養殖魚の安全性の確保措置	(1) 薬品又は漁網防汚剤の使用の適正化の内容	
	省略	
	記載要領 申請者が認定中小企業者_____の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。	
	(2) 薬品又は漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等	
	省略	
	記載要領 申請者が認定中小企業者_____の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取組内容を記載すること。	
4 省略		
省略		

注1～3 省略

4 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し及び様式第2号(その1)別紙の収支計画書\_\_\_\_\_を添付すること。ただし、申請者が認定中小企業者\_\_\_\_\_の場合は、同様式(その1)別紙の収支計画書\_\_\_\_\_の添付を要しない。

様式第2号(その5)～(その8) 省略

様式第2号(その9)

省略			
総括表	省略		
	内訳	省略	
		餌料の購入	餌料の種類
		省略	
	省略		
省略			

注1～5 省略

6 様式第2号(その1)別紙の収支計画書\_\_\_\_\_を添付すること。

様式第2号(その10)

省略			
総括表	省略		
	内訳	省略	
		餌料の購入	餌料の種類

省略	
省略	
省略	

注 1～5 省略

6 様式第2号(その1)の収支計画書(別紙1)及び償還計画書(別紙2)を添付すること。

様式第2号(その11)

省略			
総括表	省略		
	内 訳	省略	
		餌料の購入	餌料の種類
		省略	
省略			

注 1～4 省略

5 様式第2号(その1)の収支計画書(別紙1)及び償還計画書(別紙2)を添付すること。

様式第2号(その12)

省略				
総括表	省略			
	養殖水産動植物の種類			
	内 訳	漁船の改造	省略	
		省略		
	種苗の購入	省略	購入時期	購入先
			年 月 日	
餌料の購入	餌料の種類	省略		
	省略			
省略				
自家経営の概要	省略			
	経 営	養殖規模及び販売金額		省略
		養殖魚種	省略	
	省略			
省略				

注 1～4 省略

5 様式第2号(その1)の収支計画書(別紙1)及び償還計画書(別紙2)を添付すること。

様式第3号(第8条関係) 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

省略			
償 還	省略		
	第12回	年 月 日	千円

省略	
省略	
省略	

注 1～5 省略

6 様式第2号(その1)別紙の収支計画書 \_\_\_\_\_ を添付すること。

様式第2号(その11)

省略			
総括表	省略		
	内 訳	省略	
		餌料の購入	餌料の種類
		省略	
省略			

注 1～4 省略

5 様式第2号(その1)の別紙の収支計画書 \_\_\_\_\_ を添付すること。

様式第2号(その12)

省略				
総括表	省略			
	開始する漁業の種類			
	内 訳	漁船の建造	省略	
		省略		
	種苗の購入	省略	購入又は設置時期	
			年 月 日から	年 月 日まで
餌料の購入	餌料の種類	省略		
	省略			
省略				
自家経営の概要	省略			
	経 営	養殖規模及び販売金額		省略
		養殖種類	省略	
	省略			
省略				

注 1～4 省略

5 様式第2号(その1)別紙の収支計画書 \_\_\_\_\_ を添付すること。

様式第3号(第8条関係) 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

省略			
償 還	省略		
	第12回	年 月 日	千円



方 法	第13回	年 月 日	千円	
	第14回	年 月 日	千円	
	第15回	年 月 日	千円	
	省略			
省略				

様式第5号(第9条関係) 沿岸漁業改善資金借用証書

(表)

収入印紙 貼付欄		省略		
省略				
省略				
省略	償還 期日 及び 償還 額	省略		
		第12回	年 月 日	千円
		第13回	年 月 日	千円
		第14回	年 月 日	千円
第15回	年 月 日	千円		
省略				

注 省略

(裏)

省略
第8条 省略
2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、毀損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。
省略

様式第7号(第12条関係) 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

省略				
当初の償 還方法	省略			
	第12回	年 月 日	千円	
	第13回	年 月 日	千円	
	第14回	年 月 日	千円	
第15回	年 月 日	千円		
変更後の 償還方法	省略			
	第12回	年 月 日	千円	
	第13回	年 月 日	千円	
	第14回	年 月 日	千円	
第15回	年 月 日	千円		
省略				

注 省略

様式第8号(第13条関係) 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書

省略				
当初の償 還方法	省略			
	第12回	年 月 日	千円	

方 法			
	省略		
省略			

様式第5号(第9条関係) 沿岸漁業改善資金借用証書

(表)

収入印紙 ちよう付欄		省略		
省略				
省略				
省略	償還 期日 及び 償還 額	省略		
		第12回	年 月 日	千円
省略				

注 省略

(裏)

省略
第8条 省略
2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、毀損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。
省略

様式第7号(第12条関係) 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

省略				
当初の償 還方法	省略			
	第12回	年 月 日	千円	
変更後の 償還方法	省略			
	第12回	年 月 日	千円	
省略				

注 省略

様式第8号(第13条関係) 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書

省略				
当初の償 還方法	省略			
	第12回	年 月 日	千円	

	第13回	年 月 日	千円
	第14回	年 月 日	千円
	第15回	年 月 日	千円
変更後の償還方法	省略		
	第12回	年 月 日	千円
	第13回	年 月 日	千円
	第14回	年 月 日	千円
	第15回	年 月 日	千円

変更後の償還方法	省略		
	第12回	年 月 日	千円

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正後の貸付規則」という。）第2条第1項の表第2号及び第3号の項の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を行う経営等改善資金の貸付金の限度額について適用し、同日前に貸付けの決定を行った経営等改善資金の貸付金の限度額については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現に改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第1号、様式第2号（その1）から同様式（その4）まで、同様式（その9）から同様式（その12）まで、様式第5号及び様式第7号の規定により提出されている書類は、改正後の貸付規則様式第1号、様式第2号（その1）から同様式（その4）まで、同様式（その9）から同様式（その12）まで、様式第5号及び様式第7号の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1164号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 河川の名称  
一級河川重信川水系内川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成23年 9 月30日
- 廃川敷地等の位置  
左岸 松山市北井門五丁目593番4地先の公有地地先から  
松山市北井門五丁目596番2地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 1,656.64平方メートル

○愛媛県告示第1165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 9 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（下水道施設台帳作成）
- 作業期間 平成23年 9 月30日から  
平成24年 1 月30日まで
- 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第1166号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上野用水路地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年 9 月30日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 縦覧に供すべき書類の名称  
(1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上野用水路地区）計画書の写し  
(2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成23年10月3日から31日まで
- 縦覧場所  
四国中央市役所 土居庁舎

○愛媛県告示第1167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 9 月30日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	阪 本 壽 明	松野町大字奥野川965番地
"	稲 田 溜	松野町大字目黒1283番地
"	岩 城 義 治	松野町大字松丸1104番地

"	小林 健 邦	松野町大字延野々1062番地
"	山下 晃 受	松野町大字豊岡1157番地
"	平野 宗 和	松野町大字豊岡3724番地
"	松本 圭 介	松野町大字富岡1902番地
"	村田 和 宏	松野町大字上家地600番地
"	河野 繁 禧	松野町大字目黒821番地
"	柳野 大 和	松野町大字吉野777番地
"	村尾 重 利	松野町大字蕨生97番地
"	田中 邦 男	松野町大字奥野川232番地
監 事	吉本 哲 也	松野町大字吉野1302番地
"	岡村 勝	松野町大字延野々1205番地

"	稲田 溜	松野町大字目黒1283番地
"	岩城 義 治	松野町大字松丸1104番地
"	岡 賢 一	松野町大字延野々1752番地
"	山下 晃 受	松野町大字豊岡1157番地
"	平野 宗 和	松野町大字豊岡3724番地
"	松本 良 樹	松野町大字富岡392番地
"	村田 和 宏	松野町大字上家地600番地
"	河野 繁 禧	松野町大字目黒821番地
"	柳野 大 和	松野町大字吉野777番地
"	村尾 重 利	松野町大字蕨生97番地
"	山本 泉	松野町大字奥野川520番地
監 事	岡本 弘 明	松野町大字蕨生1890番地
"	岡村 勝	松野町大字延野々1205番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	阪本 壽 明	松野町大字奥野川965番地

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
<b>別表第4（第4条関係）</b> 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項					<b>別表第4（第4条関係）</b> 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	部 長	局 長				課 長	知 事	部 長	局 長
環 境 政 策 課	1～4 省略					環 境 政 策 課	1～4 省略					
	5 環 境 教 育 等 による環境保全の取組の促進に関する法律	1 行動計画の作成及び変更（第8条第1項、第4項、第6項）	—				5 環 境 教 育 等 による環境保全の取組の促進に関する法律	1 環境の保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関すること。				
								(1) 施策の策定及び実施（第6条）	—			
								(2) 方針、計画等の作成及び公表（第8条）	—			
		2 行動計画に基づく施策の実施状況の公表（第8条第5項）			—							
	3 行動計画の作成又は変更の提案への対応（第8条の3）		—									
	4 省略											
	5 政策形成に関する情報の公表等（第21条の2第1項）				—							
						2 省略						

の施行に関する事務	6 環境保全の意欲の増進の内容に関する情報等の公表（第23条第1項）											
	6～31 省略											
の施行に関する事務	法律 3 環境保全の意欲の増進の内容に関する情報等の公表（第23条第1項）											
	6～31 省略											

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

公 告

○公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成23年 9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成22年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で535人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	総合土木	林業	化学	畜産	薬剤師	保育士	臨床検査技師	医師	獣医師	看護師	合計
男性	12	4	1	3	0	0	0	1	1	0	0	22
女性	11	1	0	1	2	2	1	1	0	5	2	26
合計	23	5	1	4	2	2	1	2	1	5	2	48

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	医師	歯科医師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	言語聴覚士	はり・きゅう士	看護師	合計
男性	21	1	1	1	1	0	0	4	29
女性	12	0	0	1	0	1	1	78	93
合計	33	1	1	2	1	1	1	82	122

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	学校事務	栄養教諭	実習助手	合計
男性	52	31	0	3	0	5	91
女性	107	21	12	5	11	1	157
合計	159	52	12	8	11	6	248

割愛採用者は除いている。

(工) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	警察官(語学)	鑑識(化学)	警察事務	合計
男性	91	2	0	0	4	97
女性	12	0	2	1	5	20
合計	103	2	2	1	9	117

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成22年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて728人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
定 年 退 職	112	21	199	67	399
定 年 前 退 職	20	100	151	58	329
合 計	132	121	350	125	728

割愛退職者は除いている。

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、平成20・21年度に再任用された職員については3回、平成22年度については4回に限り任期を更新することができます。平成22年度における新規再任用者数は92人、任期更新者数は92人、離職者数は28人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	32	4	0	48	8	92
任期更新者数	29	2	1	58	2	92
離職者数	6	0	0	19	3	28

エ 職員数の状況

平成22年及び平成23年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成23年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成23年の職員数の主な増減理由

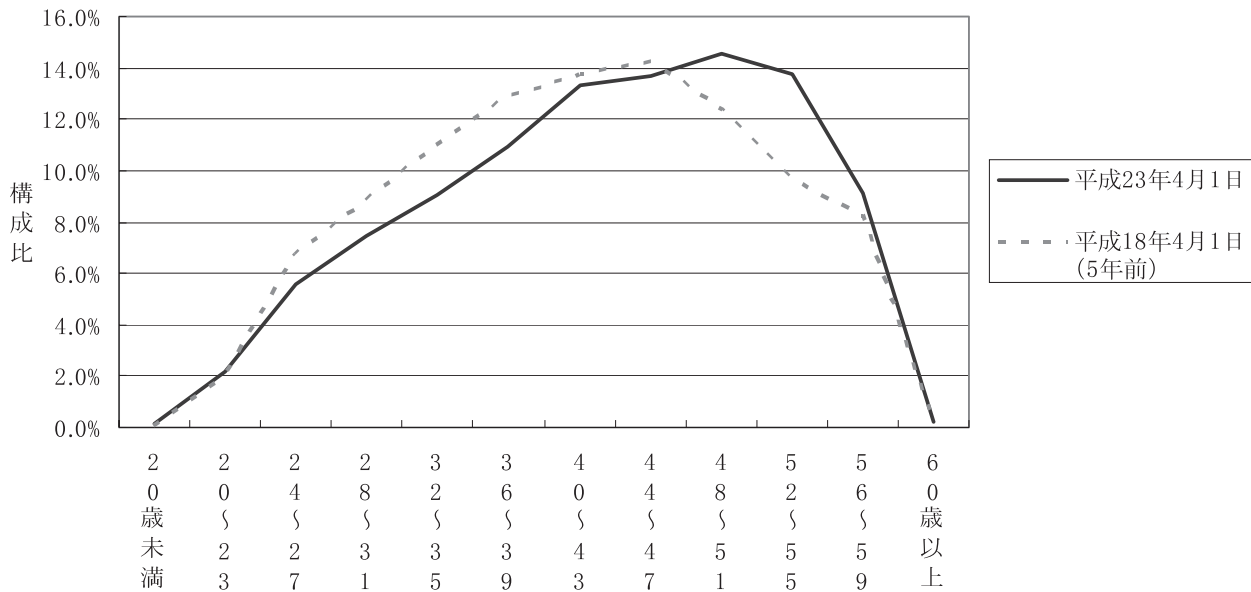
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
一般 行政 部門	議 会	32	32	0	
	総務企画	609	616	7	教育委員会からの業務移管に伴う増
	税 務	196	204	8	事務処理体制の整備
	民 生	349	352	3	事務処理体制の整備
	衛 生	501	483	18	保健所の事務処理体制の効率化
	労 働	89	87	2	事務処理体制の効率化
	農林水産	1,065	1,050	15	地方局農業部門の事務処理体制の効率化
	商 工	186	191	5	四国横断自動車道の宇和島延伸記念イベント業務の増

	土 木	867	846	21	地方局建設部及び土木事務所の事務処理体制の効率化
	小 計	3,894 [ 62 ]	3,861 [ 99 ]	33 [ 37 ]	
特別 行政 部門	教 育	12,782	12,707	75	児童生徒数の減少による教職員の減
	警 察	2,794	2,776	18	警察官の減（定年外退職）
	小 計	15,576 [ 115 ]	15,483 [ 143 ]	93 [ 28 ]	
公営 企業 部門	小 計	2,013 [ 6 ]	2,002 [ 12 ]	11 [ 6 ]	給食業務の民間委託に伴う減
合計		21,483 [ 183 ]	21,346 [ 254 ]	137 [ 71 ]	
( 条例定数 )		( 22,256 )	( 22,084 )	( 172 )	

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。  
 2 [ ]内は、再任用職員の数であり、外書きです。  
 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。  
 4 一般行政部門には、知事の事務部局（公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	31	466	1,189	1,595	1,935	2,336	2,837	2,920	3,107	2,937	1,951	42	21,346
構成比	0.1%	2.2%	5.6%	7.5%	9.1%	10.9%	13.3%	13.7%	14.5%	13.8%	9.1%	0.2%	100.0%

(ウ) 定員適正化の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成18年4月1日	平成23年4月1日	平成22年4月1日までの5年間で総定員（一般行政、公営企業、教育、警察部門22,963人）を6.5%（1,500人）削減（愛媛県構造改革プラン）。また、同プランの推進期間を1年間延長したことに伴い、23年4月1日まで、一般行政部門の年率2.0%削減を継続するとともに、引き続き総定員の純減に取り組む。

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めました。

c 愛媛県構造改革プランの年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分	職員数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成18～22年 計	(参考) 数値目標
		(計画前年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)		
一般 行政 部門	職員数	4,420	4,362	4,266	4,107	3,982	3,894	526 (119.0%)	3,978
	増減		58	96	159	125	88		
教育 部門	職員数	13,682	13,598	13,479	13,257	13,046	12,782	900	
	増減		84	119	222	211	264		
警察 部門	職員数	2,753	2,780	2,799	2,802	2,785	2,794	41	
	増減		27	19	3	17	9		
公営 企業 部門	職員数	2,108	2,070	2,088	2,018	2,070	2,013	95 (101.1%)	2,014
	増減		38	18	70	52	57		
計	職員数	22,963	22,810	22,632	22,184	21,883	21,483	1,480 (98.7%)	21,463
	増減		153	178	448	301	400		

区分	職員数	平成23年	平成18～23年	(参考) 数値目標
		(6年目) 1年間延長	計	
一般 行政 部門	職員数	3,861	559 (93.2%)	600
	増減	33		
教育 部門	職員数	12,707	975	
	増減	75		
警察 部門	職員数	2,776	23	
	増減	18		
公営 企業 部門	職員数	2,002	106	
	増減	11		
計	職員数	21,346	1,617	
	増減	137		

注1 計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間でしたが、本プランが1年間延長されたことに伴い、計画期間を23年度まで1年間延長しました。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。  
 3 一般行政部門の増減数(559人〔平成18～23年〕)には、平成23年度組織改正に伴う教育委員会から知事部局への業務移管分(+23人)を含んでいます。

(2) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成22年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳 出 額 ( A )	実 質 収 支	人 件 費 ( B )	人件費率 ( B / A )	平成21年度 の人件費率
平成22年度	1,450,262 人	618,357,300 千円	3,365,208 千円	177,710,557 千円	28.7 %	28.1 %

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成23年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 ( A )	給 与 費				1人当たり 平均給与費 ( B / A )
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 ( B )	
平成23年度	19,550 人 (64)	87,549,927 千円	13,982,495 千円	32,200,439 千円	133,732,861 千円	6,841 千円

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

2 職員数は、平成23年度当初予算に計上された数値であり、平成23年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

3 ( ) 内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

(ウ) 特記事項

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の抑制を図るため、平成18年度から知事等特別職及び一般職員の給与の臨時的な減額措置を行っています。

なお、平成23年度の給与減額措置の内容は、以下のとおりです。

特別職

区分	給料	期末手当
知 事	25 / 100	減額後の給料の月額による額
副知事	15 / 100	
教育長、管理者、常勤監査委員	12 / 100	

一般職員

区分	給料
特定幹部職員	1 / 100
管理職員	0.5 / 100
一般職員	-

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

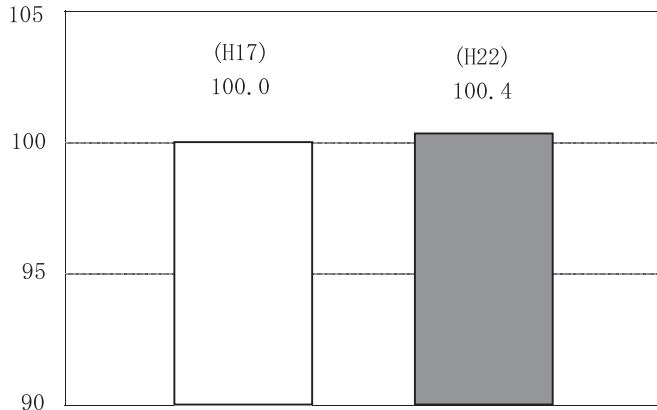
県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成22年度におけるラスパイレス指数は、100.4です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本



県ラスパイレース指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

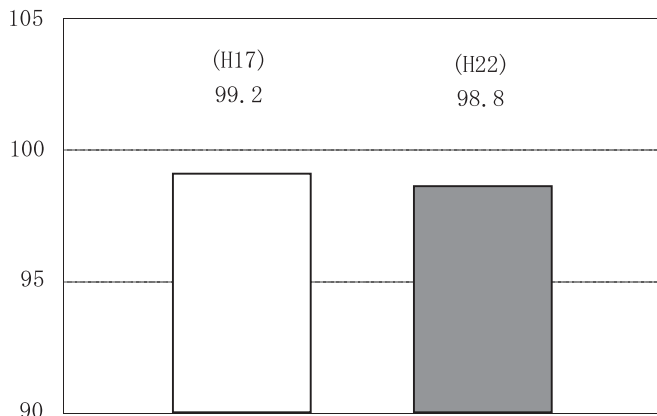
なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大18%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が70.9%（22年4月1日現在）であるのに対し、県職員は0.3%（23年4月1日現在）となっていますが、このラスパイレース指数には反映されていません。



(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレース指数の他にパーシェ指数がありますが、本県の平成22年度におけるパーシェ指数は、98.8です。

ラスパイレース指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



## イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

平成23年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,002人及び再任用短時間勤務職員64人を含まない。以下イ及びウにおいて同じ。）は、19,343人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下イ及びウにおいて同じ。）4,068人（21.0パーセント）、技能労務職333人（1.7パーセント）、高等学校（特殊・専修・各種）教育職3,384人（17.5パーセント）、中学校・小学校教育職8,250人（42.7パーセント）及び公安職2,388人（12.3パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	45.0歳	359,447円	454,547円

## b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	48.3歳	343,723円	388,163円
うち 用務員	47.8歳	337,479円	381,305円
うち 自動車運転手	51.8歳	366,709円	420,244円
うち 学校給食員	46.7歳	332,670円	372,316円

## c 高等（特殊・専修・各種）学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者ほか）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	42.6歳	377,862円	429,131円

## d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.8歳	386,306円	423,951円

## e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	39.7歳	332,491円	442,668円

注1 平均給料月額とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

## (イ) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

平成23年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	172,940円	I種 181,200円 II種 172,200円
	高校卒	140,702円	III種 140,100円
	高校卒	137,789円	-
技 能 労 務 職	高校卒	137,789円	-
	中学卒	122,122円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	201,374円	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	201,374円	-
公 安 職	大学卒	193,126円	203,100円
	高校卒	162,194円	161,500円

## (ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

平成23年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	267,279円	312,975円	369,949円
	高校卒	213,574円	264,202円	306,169円

技能労務職	高校卒	-	242,186円	284,426円
高等学校教育職	大学卒	306,610円	370,101円	406,516円
中学校・小学校教育職	大学卒	301,206円	354,967円	395,715円
公安職	大学卒	286,724円	343,295円	394,546円
	高校卒	246,864円	285,158円	358,617円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

## ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成23年 4月1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

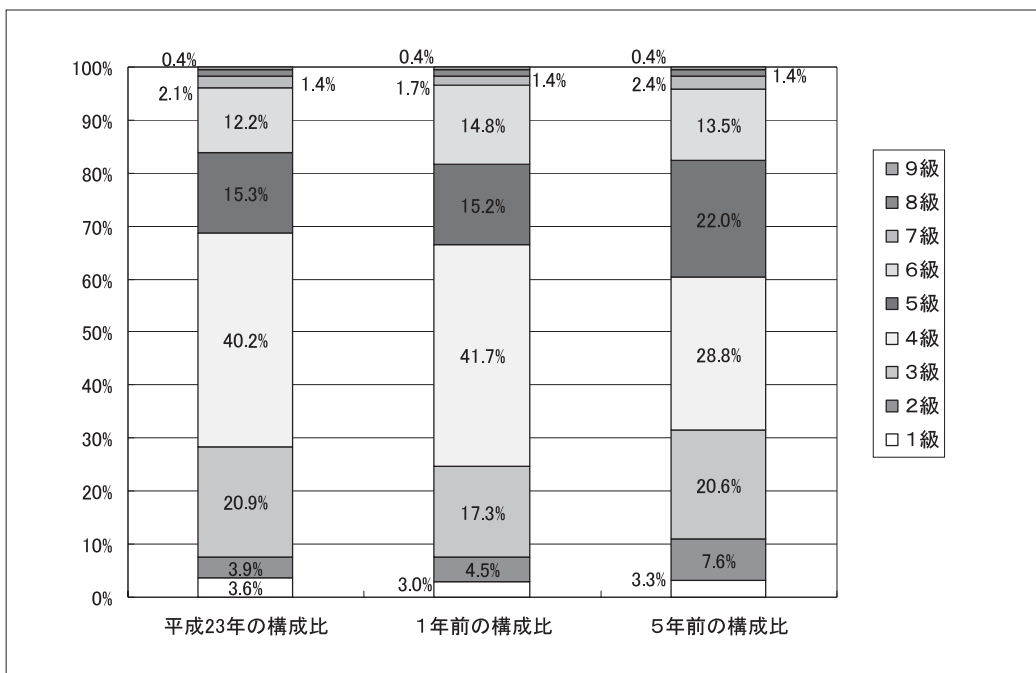
平成23年 4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

(参考) 17年度までの級構成

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	145人	3.6%
2級	主事・技師	161人	3.9%
3級	主任・係長	850人	20.9%
4級	専門員	1,636人	40.2%
5級	課長補佐	621人	15.3%
6級	課長	495人	12.2%
7級	参事	88人	2.1%
8級	局長	56人	1.4%
9級	部長	16人	0.4%
計		4,068人	100.0%

区分	標準的な職務内容
1級	主事・技師
2級	主事・技師
3級	主事・技師
4級	主査
5級	主任・係長
6級	専門員
7級	課長補佐
8級	課長
9級	参事
10級	局長
11級	部長

注 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



## エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成22年度普通会計決算ベースの額です。

### (ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県			国		
1人当たり平均支給額（平成22年度決算）			-		
1,566千円					
（平成22年度支給割合）			（平成22年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6月分	1.35月分		2.6月分	1.35月分	
（1.45）月分	（0.65）月分		（1.45）月分	（0.65）月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当1.75月分となっています。

2 （ ）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

### (イ) 退職手当（平成23年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	8,718千円	26,938千円			

注 1人当たり平均支給額は、平成22年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

### (ウ) 地域手当（平成23年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師の採用を容易にするためにも支給しています。

支 給 実 績（平成22年度決算）			49,788千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			873,474円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		15%	25人	15%
医師以外	東京都（特別区）	18%	21人	18%
	大阪府（大阪市）	15%	6人	15%

注 支給対象職員数は、平成23年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成23年 4月 1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績 (平成22年度決算)	1,215,860千円		
支給職員 1人当たり平均支給額 (平成22年度決算)	104,035円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)	60.0%		
手当の種類 (手当数)	56		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	日額 290円
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	人体に有毒なガスの発生を伴う業務 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 病理細菌を取り扱う業務	日額 290円 及び 日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	日額 560円 日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	児童の一時保護作業 児童及び精神障害者等の心理判定作業 重症心身障害児等の看護作業等 精神障害者等の看護作業等	日額 350円 ～ 日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	日額 820円、1,480円、2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当			
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 その他の要人等の警護作業	日額 1,150円 日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業	日額 1,640円 日額 820円又は1,100円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	共同危険行為取締作業 交通取締り( の作業を除く。)、整理及び事故処理作業	日額 560円 日額 310円

留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）を含む時間）に従事する特殊業務	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業	1回 3,200円 1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	特殊危険物質（サリン等）の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	日額 5,200円 日額 250円 日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	日額 3,600円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等の業務	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	高等技術専門学校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	日額 730円 （BSE検査：810円加算）

潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理局用地課、地方局土地改良主務課、地方局産業経済部森林林業課、地方局産業経済部支局森林林業課、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課及び地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	看護業務 職業訓練又は生活指導の業務	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機の操縦業務 航空機の整備等業務（整備士） 航空機に搭乗して行う訓練等の業務（及び 以外）	1時間 7,700円 1時間 4,500円 1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	日額 480円 日額 730円
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級又は2級のものに限る。）	非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行等引率業務 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） 部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） 入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	日額 6,400円 日額 6,000円 日額 3,400円 日額 3,400円 日額 2,400円 日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	日額 290円

教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	日額 1,000円又は1,200円
野犬取扱作業手当	動物愛護センターに勤務する技能労務職員	野犬取扱作業	日額 410円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	日額 290円

(オ) 超過勤務手当

支給実績（平成22年度決算額）	2,928,172千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	169千円
支給実績（平成21年度決算額）	3,015,811千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	171千円

(カ) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （22年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （22年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外 6,500円</li> <li>・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</li> </ul> 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	-	千円 2,522,452	円 251,742
住 居 手 当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 （家賃額 - 23,000円）× 1 / 2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額）	同	-	千円 1,388,383	円 122,779
		【持家居住者】 3,500円	異	国支給なし		
初 任 給 調 整 手 当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：410,900円	同	-	千円 74,389	円 1,403,566
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	千円 1,676,093	円 105,262
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ~ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 24,500円		
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	23,000円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000円～45,000円	同	-	千円 166,645	円 306,897



管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	千円 1,398,938	円 666,796
特勤手当及び特勤手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	千円 37,617	円 230,779
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			千円 192,999	円 277,297
定時制通信教育手当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			千円 36,695	円 319,087
産業教育手当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			千円 110,143	円 312,020
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：15,900円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			千円 1,600,510	円 137,666
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			千円 54,888	円 266,447
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	千円 446,213	円 234,973
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて4,000円～12,000円 / 1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	千円 26,620	円 246,481
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	千円 143,830	円 166,470
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	-	千円 573,836	円 289,086

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。

## オ 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	990,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	858,500円 (1,010,000円)
報 酬	議 長	873,000円 ( 970,000円)
	副 議 長	783,000円 ( 870,000円)
	議 員	738,000円 ( 820,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成22年度支給割合)
	副 知 事	2.95月分
	議 長	(平成22年度支給割合)
	副 議 長 議 員	2.95月分

退職手当		(算定方式)	(支給時期)
	知 事	132万円 × 在職月数 × 0.6 (任期毎)	
	副 知 事	101万円 × 在職月数 × 0.45 ( " )	

注 給料月額及び報酬月額、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成19年愛媛県条例第37号)に基づき、それぞれ知事25%、副知事15%、議長、副議長及び議員10%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載しています。

## カ 公営企業職員の状況

### (ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来57年を経過し、現在、銅山川第一発電所(2機)、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所の合計8発電所(9機)において、最大出力67,000キロワットで営業しています。

#### a 職員給与費の状況

##### (a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成22年度	千円 2,040,853	千円 166,881	千円 406,755	% 19.9	% 21.2

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

##### (b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成23年度	人 69 (1)	千円 309,082	千円 72,978	千円 141,795	千円 523,855	千円 7,592

注1 職員数及び給与費は、平成23年度当初予算に計上された数値であり、平成23年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

#### b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成23年4月1日現在)

県営電気事業に従事する平成23年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員1人を含まない。)は、60人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	43歳10月	367,147円	482,411円 (599,598円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

#### c 職員の手当の状況

##### (a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(電気事業)	愛 媛 県
1人当たり平均支給額(平成22年度)	1人当たり平均支給額(平成22年度)
1,658千円	1,566千円

(平成22年度支給割合) 期末手当                      勤勉手当 2.60 月分                      1.35 月分 (1.45) 月分                      (0.65) 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当                      勤勉手当 2.60 月分                      1.35 月分 (1.45) 月分                      (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤勉手当1.75月分となっています。  
 2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成23年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の間在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の間在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	8,718千円	26,938千円

注 1人当たり平均支給額は、平成22年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給総額（平成22年度決算）				50千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）				1,679円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）				54.5%
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円	
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円	

## (e) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	42,952千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	954千円
支給実績（平成21年度決算）	41,233千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	896千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

## (f) その他の手当（平成23年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 11,404	円 242,638
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,223	円 121,458
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,441	円 64,225
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 972	円 324,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,139	円 713,901
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 96	円 95,825
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 11	円 10,500
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 3,666	円 261,866

## (イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年 4月 1日の営業開始以来47年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道（一部給水）の3地区において、給水能力238,133立方メートルで営業しています。

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成22年度	千円 1,185,173	千円 233,275	千円 172,785	% 14.6	% 1.1

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

## (b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成23年度	人 29 (2)	千円 128,591	千円 31,973	千円 48,945	千円 209,509	千円 7,224

注1 職員数及び給与費は、平成23年度当初予算に計上された数値であり、平成23年 4月 1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

## b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

県営工業用水道事業に従事する平成23年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員2人を含まない。）は、24人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 （工業用水道事業）	43歳9月	373,512円	444,591円 （580,740円）

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、（ ）内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

## c 職員の手当の状況

## (a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（平成22年度）			1人当たり平均支給額（平成22年度）		
1,676千円			1,566千円		
（平成22年度支給割合）			（平成22年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60月分	1.35月分		2.60月分	1.35月分	
（1.45）月分	（0.65）月分		（1.45）月分	（0.65）月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤勉手当1.75月分となっています。

2 （ ）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

## (b) 退職手当（平成23年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	8,718千円	26,938千円

注 1人当たり平均支給額は、平成22年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

## (c) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

## (d) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給総額（平成22年度決算）	126千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	6,979円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	75.0%

手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円

## (e) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	9,899千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	550千円
支給実績(平成21年度決算)	12,451千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	566千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

## (f) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,165	円 245,952
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,842	円 92,090
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,064	円 147,421
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 552	円 276,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,847	円 641,200
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 88	円 17,640
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 6	円 6,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 1,349	円 168,617

## (ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来54年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,722床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 ( A )	純損益又は 実質収支	職員給与費 ( B )	総費用に占める職員 給与費比率 ( B / A )	平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成22年度	千円 37,649,460	千円 1,265,216	千円 14,292,459	% 38.0	% 36.6

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 ( A )	給 与 費				1人当たり 平均給与費 ( B / A )
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 ( B )	
平成23年度	人 1,967 ( 3 )	千円 7,892,817	千円 3,943,443	千円 2,917,091	千円 14,753,351	千円 7,500

注1 職員数及び給与費は、平成23年度当初予算に計上された数値であり、平成23年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

県営病院事業に従事する平成23年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員9人を含まない。）は、1,918人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	44歳2月	576,047円	1,234,841円 (1,395,003円)
看 護 師	37歳4月	305,884円	388,646円 (487,320円)
事務職員	45歳4月	379,092円	552,077円 (673,397円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成22年度）		1人当たり平均支給額（平成22年度）	
1,418千円		1,566千円	
（平成22年度支給割合）		（平成22年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤勉手当1.75月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成23年 4 月 1 日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23 5 月分	30 55 月分	勤続20年	23 5 月分	30 55 月分
勤続25年	33 5 月分	41 34 月分	勤続25年	33 5 月分	41 34 月分
勤続35年	47 5 月分	59 28 月分	勤続35年	47 5 月分	59 28 月分
最高限度額	59 28 月分	59 28 月分	最高限度額	59 28 月分	59 28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
医 師	1,756千円	29,580千円		8,718千円	26,938千円
看護師	1,618千円	25,035千円			
その他	2,980千円	23,664千円			

注 1 1人当たり平均支給額は、平成22年度中に退職した職員に支給された額の平均です。  
 2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 地域手当（平成23年 4 月 1 日現在）

支 給 総 額（平成22年度決算）				238,840千円
支給対象職員 1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）				874,871円
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医 師		15%	264人	15%

注 支給対象職員数は、平成23年 4 月 1 日現在の職員数です。

(d) 特殊勤務手当（平成23年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成22年度決算）		420,762千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		287,996円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		73.6%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	日額 290円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	日額 320円
夜間看護等手当	病院で深夜に勤務する看護師等 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	1回 2,000円から3,300円まで 1回 860円 1回 1,620円



航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	1時間当たりの給与額×従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	1回 20,000円又は5,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	1,651,657千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	901千円
支給実績（平成21年度決算）	1,581,121千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	837千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成23年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 170,141	円 221,249
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 219,697	円 182,776
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 116,816	円 85,894
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 11,132	円 300,865
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 56,442	円 973,135
初 任 給 調 整 手 当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 ・小児科、産婦人科、麻酔科に勤務する者100,000円以内の額	異	医師への加算	千円 975,199	円 3,572,157
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 180,767	円 348,299
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,948	円 165,583
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 175,917	円 173,488

(g) 特別職の報酬等の状況（平成23年 4月 1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	730,400円（830,000円）
期末手当	（平成22年度支給割合） 2.95月分
退職手当	（算定方式） （支給時期） 83万円×在職月数×0.3（任期毎）

注 給料月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき12%の減額をした後の額であり、（ ）内の金額は、減額前の額を記載しています。

## (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況

## ア 勤務時間の状況

平成22年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は、午後零時から午後1時まで）となっています。

## イ 休暇の状況

## (ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成22年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長
平均取得日数	10.8	8.4	7.2	8.7	7.6	10.5	6.8

## (イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

## ウ 休業の状況

## (ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成22年度における育児休業者数は、657人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
育児休業者数	64	159	2	399	33	657

## (イ) 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成22年度における部分休業者数は、8人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	教育委員会	警察本部長	合計
部分休業者数	3	3	2	8

## (ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。平成22年度における育児短時間勤務者数は、92人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	合計
育児短時間勤務者数	11	73	8	92

## (エ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間に限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成22年度における修学部分休業者数は、0人です。

## (オ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成22年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

## (カ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。平成22年度における自己啓発等休業者数は2人です。

(単位：人)

区 分	公営企業管理者	教 育 委 員 会	合 計
自己啓発休業者数	1	1	2

## (キ) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成22年度における休業者数は、0人です。

## (4) 分限及び懲戒処分の状況

## ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成22年度における分限処分数は、328件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
休 職	106	22	132	68	328

## イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成22年度における懲戒処分数は、18件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	0	3	0	3
停 職	0	0	0	1	1
減 給	2	2	2	1	7
戒 告	2	1	3	1	7
合 計	4	3	8	3	18

## (5) 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成22年度において、以下の措置を講じました。

## ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	交通事故及び交通違反の防止について、注意喚起を行いました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の付託に応えるため、県民に目線を合わせた県政の推進、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等について徹底しました。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(ウ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

## イ 教育委員会

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	ゴールデンウィーク前の時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について	教職員の夏季における心身の健康の維持及び増進並びに家庭生活の充実を図るため、夏季休暇及び年次有給休暇の計画的取得に努めるよう周知しました。また、日頃から教職員のコミュニケーションを通じて、教職員が休暇を取りやすい雰囲気づくりに取り組むよう通知しました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び経費の節減、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等について周知徹底を図りました。
個人情報漏えい防止対策の徹底について	個人情報の流出等の事案が相次いで起こったことから、各教職員に改めて重大な危機意識をもたせ、管理体制全般について再点検するよう周知徹底を図りました。
教職員による不祥事の根絶に向けて	教職員が逮捕されるというゆゆしき事態が起こったことから、全教職員が自らの問題として危機感をもって受け止め、学校教育に対する信頼回復ができるよう、「不祥事防止のためのチェックリスト」を配布するなどして、適切かつ具体的な指導を行うよう周知徹底を図りました。

## ウ 警察本部長

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
職員生活指導推進月間の実施について	非違事案防止のため、部下職員に対する適切な生活指導を指示しました。(5月)
職員家族に対する連絡と信頼の構築の実施について	職員による非違事案の未然防止及び問題兆候の早期発見・解決を実効あるものとするため、職員家族に対する書簡の送付を指示しました。
参議院議員通常選挙における規律の保持について	第22回参議院議員通常選挙に伴う警察職員としての基本的留意事項及び具体的不適切事例を示して、服務規律の確保の徹底を図りました。
夏季における規律の保持と各種事故防止について	非違事案防止、生活指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止の徹底を図りました。
非違事案の絶無に向けた取組みの一層の強化について	上半期における全国懲戒処分状況を分析し取組みを強化すべき事項を列挙して、非違事案防止対策の徹底を図りました。
部外者との不適切交際の防止について	部外者との不適切交際を防止するため、指導・教養の徹底を図りました。
APEC警備実施期間中における規律の振粛について	APEC警備実施期間中における非違事案防止のための一段の規律の振粛について指示しました。

年末年始における規律の保持と各種非違事案の防止について	業務管理の徹底、身上把握・生活指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の防止について、職員に対する指導の強化・徹底を図りました。
職員に対する生活指導推進月間の実施について	非違事案防止のため、部下職員に対する適切な身上把握・生活指導の実施を指示しました。(1月)
人事異動期における規律の保持と各種事故防止について	人事異動期における非違事案防止対策として、重点実践事項及び一般的実践事項を列挙し、職員に対する指導の強化・徹底を図りました。

(イ) 各所属において、セクシュアル・ハラスメント防止をテーマとした小集団検討会等を開催し、全職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止意識の醸成を図りました。

## (6) 研修及び勤務成績の評定の状況

### ア 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成22年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

#### (ア) 知事

##### a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用臨時職員、中堅職員、係長・課長補佐・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修	9コース 参加者 858人
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修	新規採用から課長補佐昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間(ステージ)と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	25コース 参加者 837人
専 門 研 修	新規採用職員・職場研修・待遇などについて、職場内での指導に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 65人
部 局 研 修	新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	7コース 参加者 95人

##### b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁(7人)や自治大(2人)、民間企業等(4人)へ職員を派遣しました。

また、独立行政法人日本貿易振興機構(2人)や財団法人自治体国際化協会(1人)に職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

##### c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ(2グループ)の育成を行いました。

#### (イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関(8人)や海外の学会(16人)に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修(18コース、840人)を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会が主催する研修を受講させました。(8人)

#### (ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、全国人事委員会連合会等が実施する研修を受講させました。(3人)

#### (エ) 議会議長

議会事務局職員としての資質向上を図るため、全国都道府県議会議長会が実施する研修を受講させました。(3人)

(オ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。  
(18人)

(カ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 4コース 参加者 371人
		〔県立学校教職員〕 14コース 参加者 232人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 12コース 参加者 1,935人
		〔県立学校教職員〕 13コース 参加者 1,601人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 52コース 参加者 2,576人
		〔県立学校教職員〕 37コース 参加者 3,264人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 61人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 21人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 20人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 7人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 アメリカ・ドイツ 21人
		〔県立学校教職員〕 アメリカ 1人

(キ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成22年度は、採用時教養(7期229人)、昇任時教養(1期17人)、専科等(43期583人)の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校(197人)、警察大学校(95人)及び法科学研修所(11人)で警察教養を行いました。

## イ 勤務成績の評定の状況

(ア) 定期人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会(事務局職員)

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成21年12月1日から平成22年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評

定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

b 教育委員会（市町立学校教職員）

平成21年11月1日から平成22年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

c 教育委員会（県立学校教職員）

平成21年11月1日から平成22年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

d 警察本部長

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が一次・二次の評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、二次評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。調整結果は、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認者は、評定が不相当であると認められたときは、調整者に評価結果を再調整させます。評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び設定した目標の達成度をみる評価等を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 特別人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件附採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

b 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件附採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

c 警察本部長

条件附採用期間中の職員を対象に、条件附採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、評定者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

## (7) 福祉及び利益の保護の状況

### ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成22年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診や大腸検診等を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警 察 本 部 長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診、健康度測定等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（平成22年度）

（知事等）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	5,479人 一次検査 受診率 99.2%
	特別定期健康診断	1,674人 放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
そ の 他 検 診	733人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診（一次、二次）、農業使用職員検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	9,232人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮けいがん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	1,718人 人間ドック、超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	3,030人 一次検査 受診率 99.9%
そ の 他 検 診	769人	VDT作業従事者検診（一次、二次）、腹部超音波検診、農薬使用業務従事者検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	6,881人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	579人 (特)人間ドック、人間ドック

事務局

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	335人 一次検査 受診率 99.7%
	特別定期健康診断	5人 有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
そ の 他 検 診	144人	VDT作業従事者検診（一次、二次）、腹部超音波検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	740人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	79人 (特)人間ドック、人間ドック

（警察本部長）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	2,708人 一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	580人 有機溶剤使用職員検診、アクアリング隊員検診、深夜業務従事者検診、鉛検診
そ の 他 検 診	53人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
が ん 検 診 等	が ん 検 診	3,300人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	913人 人間ドック、超音波検診

b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。



教育委員会	精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、心の病による退職者の復職支援を実施しました。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが、それぞれ行われました。
警察本部長	共済組合と共同で生活相談カウンセラーによる相談事業を行いました。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスセミナーが行われました。

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教育委員会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー、にぎたつウェルネス合宿、一日介護講座、電話相談等が行われました。
警察本部長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート、肥満セミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	10
	衛生委員会	13
教育委員会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	69
警察本部長	安全衛生委員会	18

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成22年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教育委員会	共済組合において、ライフプランの支援事業、保養所の設置等が、互助会において、福祉相談、福利厚生事務等研究助成等が、それぞれ行われました。
警察本部長	ライフプランの支援事業を行いました。また、互助会において、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が行われました。

共済組合福祉事業

平成22年度実績

区 分	利用者数
知事等	健 診 事 業 11,138人
【地方職員共済組合】	健康づくり事業 9,588人
	愛媛診療所 3,789人
組合員数 6,026人	貸付累計件数 1,471件
被扶養者数 7,916人	
教育委員会	健 診 事 業 3,973人
【公立学校共済組合】	健康づくり事業 874人

組合員数 13,568人	そ の 他 事 業	15,385人
被扶養者数 13,623人	に き た つ 会 館	100,498人
	貸 付 累 計 件 数	3,882件
警察本部長	健 診 事 業	3,807人
【警察共済組合】	健 康 づ く り 事 業	1,269人
組合員数 2,876人	そ の 他 事 業	52人
被扶養者数 4,017人	貸 付 累 計 件 数	1,216件

互助会事業実績

平成22年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 5,917人 会 員 掛 金 134,232千円	人間ドック、リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業	104,007
教育委員会 会 員 数 12,970人 会 員 掛 金 377,385千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成の実施等	28,989
警察本部長 会 員 数 2,992人 会 員 掛 金 64,113千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導育成、事件検挙助成等	64,649

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成22年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	1,596,592	2,943,047	854,062
直 営 保 健 給 付	11,167	46,092	3
休 業 給 付	228,796	490,094	38,823
災 害 給 付	1,560	0	0
附 加 給 付	30,320	77,037	25,920
一 部 負 担 金 払 戻 金 等	22,760	61,532	14,076
計	1,891,195	3,617,802	932,884

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区 分	主な給付事業	給付総額
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	43,994
教 育 委 員 会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	273,413
警 察 本 部 長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金等	13,081

## c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位：戸)

区分	知事	教育委員会	警察本部長
戸数	364	430	1,061

## イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成22年度に発生した公務災害・通勤災害の認定件数は、90件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
公務災害	1	17	10	57	85
通勤災害	0	1	1	3	5
合計	1	18	11	60	90

## ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成22年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

## エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。平成22年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して不服申立てが行われています。

## 2 人事委員会の業務の状況

## (1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則、任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用に関する規則等を基本法規として運用されているが、その主旨とするところは、職を中心として成績主義による公正な任用が行われるところにある。

人事委員会は、職員の採用候補者試験の実施、任用候補者名簿の作成、採用・昇任選考の実施等、任用制度全般を通じて成績主義の原則が貫かれるよう努力している。

## ア 採用候補者試験の実施状況

平成22年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりである。

## (ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（平成22年4月1日現在）	受付期間	試験実施年月日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	・年齢21歳以上29歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	22.5.17 ～ 22.6.4	〔第1次〕 22.6.27 〔第2次〕 22.7.26 ～ 22.8.3

愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成23年3月末日までに卒業見込みの者	22.4.2 ~ 22.4.20	〔第1次〕 22.5.9
愛媛県警察官（男性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成22年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成22年10月1日の採用に応じられる者		〔第2次〕 22.6.18 ~ 22.6.23
愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成23年3月末日までに卒業見込みの者		
愛媛県職員採用候補者（初級）試験	年齢17歳以上21歳未満の者 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	22.8.18 ~ 22.9.6	〔第1次〕 22.9.26
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 短大卒程度	年齢19（20）歳以上29歳未満の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者		〔第2次〕 22.10.26 ~ 22.10.27
愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	22.8.25 ~ 22.9.13	〔第1次〕 22.10.17
愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		〔第2次〕 22.11.12 ~ 22.11.15

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
行政事務	651	442	70	57	33	13.4倍
学校事務	143	108	24	23	11	9.8倍
警察事務	124	86	14	12	6	14.3倍
総合土木	43	24	10	10	5	4.8倍
建築	20	15	6	6	3	5.0倍
農業	23	15	3	3	1	15.0倍
林業	7	2	1	1	1	2.0倍
水産	15	12	4	4	1	12.0倍
化学	49	40	4	3	2	20.0倍
薬剤師	10	8	8	8	5	1.6倍
児童自立支援専門員	6	5	2	2	1	5.0倍
鑑識（機械）	14	8	4	4	2	4.0倍
合計	1,105	765	150	133	71	10.8倍

b 愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験

（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（大学卒）	520	457	165	138	78	5.9倍
警察官（男性）（大学卒特別募集）	85	76	27	25	14	5.4倍
合計	605	533	192	163	92	5.8倍

c 愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験

（単位：人）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（大学卒）	180	149	22	14	13	11.5倍

d 愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
一般事務	115	105	14	14	8	13.1倍
警察事務	19	19	7	7	3	6.3倍
合計	134	124	21	21	11	11.3倍

e 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率	
短大卒程度	保育士	15	12	3	3	1	12.0倍
	臨床検査技師	22	20	10	8	5	4.0倍
合計	37	32	13	11	6	5.3倍	

f 愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（高校卒程度）	312	254	84	74	39	6.5倍

g 愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（高校卒程度）	91	63	19	19	9	7.0倍

## イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められているが、平成22年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 採用選考 (単位：人)

職群	級	代表的な職	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
行政職	1	主事・技師	2				2
	2	主事・技師	1			1	2
	3	係長	5		5	1	11
	4	専門員	2		14		16
	5	課長補佐	1			2	3
	6	本庁課長	2		6	1	9
	7	参事					0
	8	本庁局長	1				1
	9	本庁部長					0
公安職	1	巡查				4	4
	2	主任				5	5
	3	係長				3	3
	4	係長				5	5
	5	課長補佐				4	4
	6	本部課次長				2	2
	7	本部課長				7	7
	8	部長					0
	9	部長					0

研 究 職	1	研 究 員					0
	2	主 任 研 究 員			1		1
	3	主 任 研 究 員			8		8
	4	主 席 研 究 員			2		2
	5	機 関 の 長					0
医 療 職 (一)	1	技 師	5	23			28
	2	係 長 ・ 医 長		11			11
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長					0
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長	1	8			9
	5	医 監					0
医 療 職 (二)	1	技 師		2			2
	2	技 師	5	1			6
	3	主 任					0
	4	係 長					0
	5	専 門 員					0
	6	地 方 機 関 の 課 長					0
	7	薬 剤 部 長					0
医 療 職 (三)	1	技 師	3				3
	2	技 師	4	84			88
	3	主 任					0
	4	係 長					0
	5	専 門 員					0
	6	副 看 護 部 長					0
	7	看 護 部 長					0
技 能 労 務 職							0
合 計			32	129	36	35	232

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	3	係 長								0
	4	専 門 員								0
	5	課 長 補 佐								0
	6	本 庁 課 長	79	5		1	1	24	4	114
	7	参 事	30	1			1	2		34
	8	本 庁 局 長	17	1		1		3		22
	9	本 庁 部 長	4				1			5
公 安 職	2	主 任								0
	3	係 長								0
	4	係 長								0
	5	課 長 補 佐								0
	6	本 部 課 次 長								0
	7	本 部 課 長							19	19
	8	部 長							8	8
9	部 長							8	8	

研 究 職	2	主 任 研 究 員							0	
	3	主 任 研 究 員							0	
	4	主 席 研 究 員							0	
	5	機 関 の 長					1		1	
医 療 職 ( 一 )	2	係 長 ・ 医 長							0	
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長							0	
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長							0	
	5	医 監		5					5	
医 療 職 ( 二 )	4	係 長							0	
	5	専 門 員							0	
	6	地 方 機 関 の 課 長							0	
	7	薬 剤 部 長	4	1					5	
医 療 職 ( 三 )	4	主 任							0	
	5	専 門 員							0	
	6	副 看 護 部 長							0	
	7	看 護 部 長	1	1					2	
合 計			135	14	0	2	3	29	40	223

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階級	昇任者数
警 視	16
警 部	0
警 部 補	3
巡 査 部 長	3
合 計	22

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

報告及び勧告の日	平成22年9月27日
報告及び勧告の相手方	議会議長及び知事

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

本年4月分の県職員給与と県内の民間給与を比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均912円(0.23%)上回っている。

民間給与 (A)	396,440円
県職員給与 (B)	397,352円
較 差 (A - B)	912円( 0.23%)

県職員給与(B)の欄は知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置がないものとした場合に支給されることとなる給与を基礎として算出したものであり、同条例による減額措置後の県職員の給与(392,005円)と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均4,435円(1.13%)下回っている。

b 特別給

民間における年間支給割合は3.95月分であり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合（4.15月分）を0.2月分下回っている。

(イ) 県職員の給与について

a 給与の改定

給料表の改定

人事院勧告の内容（平均改定率 0.1%、概ね30歳台までの職員及び医療職<sup>(一)</sup>等を除く。）を基礎として改定

50歳台後半層職員の給与の抑制措置

55歳を超える職員に対する給料月額及び管理職手当の支給額を一定率（ 1%）で減額（ただし、行政職 5級相当以下の職員、医療職<sup>(一)</sup>、再任用職員等を除く。）

給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額についても、aの改定及びbの措置を踏まえて引下げ

期末手当及び勤勉手当の改定

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分 3.95月分

[ 一般職員の支給割合（期末手当及び勤勉手当（ボーナス）） ]

		6 月 期	12 月 期	合 計	
平成22年度	期末手当	1.25月 (支給済み)	1.35月 (現行1.5月)	2.6月 (現行2.75月)	3.95月 (現行4.15月)
	勤勉手当	0.7月 (支給済み)	0.65月 (現行0.7月)	1.35月 (現行1.4月)	
平成23年度	期末手当	1.225月	1.375月	2.6月	3.95月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月	

超過勤務手当

平成22年4月から実施している超過勤務手当の支給割合の引上げに伴う月60時間の超過勤務時間の積算に当たっては、日曜日等の勤務時間を含めること（平成23年4月実施）

b 改定後の平均給与（行政職）

月例給

改 定 額	改 定 率	内 訳	
922円	0.23%	給 料	861円 ( 0.22% )
		管理職手当	60円 ( 0.01% )
		そ の 他	1円 ( 0.00% )

特別給 86,436円減少（年額）

(参考) 行政職平均給与

	現 行	改 定 後	増 減
平均給与月額	397,352円	396,430円	922円 ( 0.23% )
平均年間給与額	6,483,000円	6,385,000円	98,000円 ( 1.5% )

行政職平均年齢 44.4歳

c 改定の実施時期等

改定の実施時期

条例の公布日の翌月から実施

ただし、平成23年6月期以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定及び超過勤務手当については、平成23年4月1日から実施

平成22年12月に支給される期末手当の特例

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの公民較差相当分を解消するため、4月の給与に調整率（ 0.28%）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月期の特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（給料月額又は給与構造改革の経過措置額が引下げとなる職員に限る。）

調整率とは、行政職の職員全体の較差の合計額を月例給が引下げとなる職員の給与月額の合計額で除して得た率



## d 検討すべき課題

自宅に係る住居手当

昨年の本委員会の報告のとおり、廃止することが適当と考えられるものの、その時期については、他の都道府県の動向を見極めながら決定することが必要

教育職員に係る手当

国の検討状況や他の都道府県の動向を注視しつつ、現状を十分に把握したうえで、教育職員の手当の在り方を検討することが必要

その他の手当

借家・借間に係る住居手当及び単身赴任手当については、国や他の都道府県の動向を注視し、引き続き検討を進めることが必要

## (ウ) 給与構造改革期間終了後の取組みについて

## a 勤務実績の給与への反映について

本県においては、国に先んじて積極的に取り組んでいるところであり、今後も適切な運用の確保に努めるとともに、更なる取組みについて検討を進めることが必要

## b 高齢層給与の見直し

国や他の都道府県の動向を注視するとともに、民間の状況や本県における定年延長の検討状況等を踏まえ、見直しについて検討を進めていくことが必要

## (エ) 公務運営に関する課題

## a 職員の勤務時間の縮減等について

引き続き職員全員がコスト意識を持った計画的・効率的な業務遂行に心掛けるとともに、特に管理職は、自ら先頭に立ち、不断の業務見直し、効率性向上を図る体制づくりを進めるとともに、超過勤務命令の必要性・緊急性の確認等、自らの役割を強く意識し実行することが必要。年次有給休暇の取得促進についても、なお一層の取組みが必要

## b 職員の健康管理について

精神疾患による長期休業者数が増加傾向にあり、引き続き予防から復職後の支援にいたるそれぞれの過程における取組みが、円滑に運用されるよう配慮していく必要

また、管理職が率先し職員全員が風通しの良い快適な職場づくりに努めることが重要

## c 人材の確保・育成について

県職員採用候補者試験の受験者数が総じて減少傾向にある中、積極的な広報活動に努め、より多くの受験者を確保するとともに、県民の負担に応えることができる多様で有為な人材を確保する方法について、幅広く検討することが必要

また、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を一層高める視点から、各種研修の充実などを図り、引き続き実効性のある人材育成に取り組んでいくことが必要

## d 高齢期の雇用問題について

人事院においては、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、国家公務員の定年を段階的に引上げ、平成37年度に65歳まで延長することが適当であるとし、公務における高齢期雇用の基本的な方向を示すとともに、定年延長に向けた制度見直しの骨格を表明。本県においても、これら国の動向等を留意しつつ本県の実情を十分踏まえて、引き続き検討していくことが必要

## (オ) 最後に

本県においては、財政構造改革基本方針の1年延長に伴い、臨時・特例的な給与減額措置が今年度も引き続き講じられているところである。本委員会としては、この措置は、財政状況を踏まえたもので、一般職員の減額率の縮小努力などが認められることから、やむを得ないものであると考えるが、職員の士気と生活に及ぼす影響が極めて大きく、特に、本年勧告が2年連続で月例給及び特別給を引き下げることに加え、50歳台後半層の管理職員については、給料等に一定率を乗じた額を更に減額するという厳しい内容となっている点を考慮され、臨時・特例的な給与減額措置の解消に向けた努力を要望する。

### (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できる。

当委員会に対する措置要求の状況（県分）は次のとおりである。

主な内容	平成21年度末の係属件数	平成22年度中の要求件数	平成22年度中の終結件数	平成23年度への繰越件数
給 与	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0
勤 務 時 間	0	1	1	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	1	1	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、不服申立てをすることができる。

平成22年度中の要求件数、終結件数及び平成23年度への繰越件数はいずれもない。

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっている。

平成22年度中の処理件数は1件である。

○ 公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成23年6月6日から平成23年9月11日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成23年9月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	B 1	B 2	C 1	C 2
C 3	C 4	C 5	C 9	C 10	

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 10	A 甲 12
A 甲 14	A 甲 15	C 2			

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

金属熱処理（一般熱処理作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1

金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	B 2	C 1

機械加工（普通旋盤作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8 A 甲 16 D 1	A 甲 2 A 甲 11 A 甲 17	A 甲 3 A 甲 12 A 甲 19	A 甲 4 A 甲 13 B 1	A 甲 5 A 甲 14 B 3	A 甲 7 A 甲 15 C 2

機械加工（数値制御旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	B 1	B 2	C 1

機械加工（フライス盤作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4

## 機械加工（数値制御フライス盤作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 6	B 1	C 2

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2 D 1	A甲 3	A甲 4	B 1	B 2	C 2

## 機械加工（平面研削盤作業）

## 2級

受検番号
C 1

## 機械加工（円筒研削盤作業）

## 2級

受検番号
B 1

## 機械加工（マシニングセンタ作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 7	A甲 2 B 1	A甲 3 C 1	A甲 4 C 2	A甲 5	A甲 6

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	B 2	C 1

## 建築板金（内外装板金作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	C 1

## 建築板金（ダクト板金作業）

## 1級

受検番号	受検番号
A甲 2	C 1

## 2級

受 検 番 号
A 甲 1

工場板金（曲げ板金作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

仕上げ（治工具仕上げ作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	B 1	C 1

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8	B 2	B 4	C 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 9	B 1
B 3	B 4	B 5	B 10	B 11	B 13
B 14	B 15				

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 2	B 3	B 4	B 5	B 6

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	B 2	B 6

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 8	A 甲 9

## 産業車両整備（産業車両整備作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7	C 1

## 建設機械整備（建設機械整備作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	B 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11
B 1	B 2	B 4	C 1	C 3	

## 家具製作（家具手加工作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

## 建具製作（木製建具手加工作業）

2級

受 検 番 号
A 甲 1

## 石材施工（石張り作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

## パン製造（パン製造作業）

1級

受 検 番 号
D 1

## とび（とび作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 1	A 甲 2 B 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8

左官（左官作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7 A 甲 13	A 甲 2 A 甲 8	A 甲 3 A 甲 9	A 甲 4 A 甲 10	A 甲 5 A 甲 11	A 甲 6 A 甲 12

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4 C 1	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	B 2

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 4	A 甲 2	A 甲 5	C 1	C 2	C 3

防水施工（シーリング防水工事業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 4	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2	C 3

防水施工（FRP防水工事業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 3	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 3	C 1

## 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 1

## 内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4

## 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	C 1	C 2	C 3		

## サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1級

受 検 番 号
C 1

## 表装（表具作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1	C 2	C 3

## 表装（壁装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	C 1	C 2

## 塗装（建築塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 20
A 甲 23	A 甲 29	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33	C 1
C 2	C 3	C 6	C 7	D 1	

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8	C 1
C 2					



塗装（金属塗装作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 4	A甲 5	B 2

2級

受検番号	受検番号
A甲 2	C 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 7

2級

受検番号
A甲 1

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成23年9月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,194,222
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,885
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 265,704

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	44,117	14,706
南宇和郡	21,239	7,080
松山市・上浮穴郡	429,102	138,184
今治市・越智郡	147,886	49,296
宇和島市・北宇和郡	85,272	28,424
八幡浜市・西宇和郡	42,666	14,222

新居浜市	102,277	34,093
西条市	93,510	31,170
大洲市・喜多郡	55,219	18,407
伊予市	32,366	10,789
四国中央市	76,002	25,334
西予市	36,263	12,088
東温市	28,303	9,435

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年9月30日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
医療機器の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
デジタルX線テレビシステム 2セット  
(運搬、搬入等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限  
平成24年2月15日(水)まで
- (5) 納入場所  
愛媛県松山市春日町83番地  
愛媛県立中央病院

愛媛県新居浜市本郷 3 丁目 1 番 1 号

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法  
電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限  
契約条項及び入札説明書の掲載場所  
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限  
平成23年10月21日（金）午後 5 時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限  
電子入札システムによる場合は、平成23年11月11日（金）から平成23年11月14日（月）までの電子入札システム稼働時間中（午前 9 時00分から午後 8 時00分まで（ただし、11月14日は午後 5 時00分まで））。  
紙入札による場合は、平成23年11月14日（月）午後 5 時00分まで。
- (5) 開札の日時及び場所  
平成23年11月15日（火）午後 2 時00分  
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館 2 階）
- (6) 問い合わせ先  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話 （089）912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9 号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成23年10月21日（金）までの執務時間中に 3(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9 号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により 3(6)に掲げる場所に提出すること。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Digital X-ray Television System , 2 set
- (2) Time limit of tender: 5:00 p . m . , 14 Nov 2011
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794